

# 平成25年度から、 新しい水源地域森林整備交付金事業がはじまりました

広大な森林を有する栲原町。町では、この森が有する多様な機能を確保するため、**森林所有者の皆様による搬出間伐**を交付金により支援します！

## 交付対象者は？

💡 森林所有者のみなさんです。

## 対象行為は？

- 💡 4月1日以降に実施した**搬出間伐**です。(間伐率は25%以上70%未満)
- 💡 搬出した木材を**栲原町森林組合またはゆすはらペレットへ出荷**して下さい。

## 対象森林は？

💡 11年生以上のスギ・ヒノキ人工林であってFSCの認証を受けている森林です。現在、認証を受けていない森林であっても、交付金を受け取った日から1年以内に認証の手続きを開始すれば対象となります。

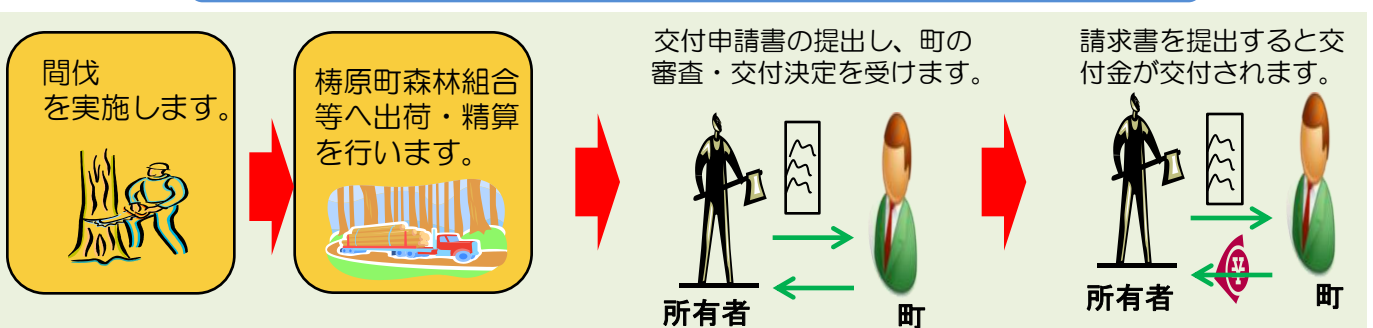
## 交付金額は？

💡 交付金額は、出荷材積1m<sup>3</sup>あたり2,000円(1トンなら2,400円)です。

## 条件は？

- 💡 交付金を受け取った日から10年間は皆伐はできません。
- 💡 所有権移転登記をしようとする場合、事前に町長へ届け出が必要です。
- 💡 **その他、要件がありますので詳しくはお問い合わせ下さい。**

## 交付金の手続き



お問い合わせは、栲原町役場 産業振興課林政係へ！  
電話 0889-65-1250